

介護保険法第69条の2第1項の規定による介護支援専門員実務研修の実施	介護保険法第69条の33第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(2)に掲げる額
介護保険法第69条の8第2項本文の規定による介護支援専門員更新研修の実施	介護保険法第69条の33第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(8)に掲げる額
介護保険法第115条の35第2項の規定による調査の実施	介護保険法第115条の36第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(11)に掲げる額

に、「別表第1の6の(13)」を「別表第1の6の(12)」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

地域福祉課



企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成23年12月15日

長野県公営企業管理者職務執行者  
長野県企業局長 山本浩司

#### 長野県公営企業管理規程第3号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

第1条 企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の135」を「100分の145」に、「100分の115」を「100分の125」に改める。

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の115」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の137.5」に、「100分の95」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の117.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この管理規程中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定は、平成23年12月1日から適用する。

企 業 局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年12月15日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

#### 長野県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の130」を「6月に支給する場合においては100分の130」に改め、「特定幹部職員（）の次に「以下この号及び」を、「100分の170」の次に「、12月に支給する場合においては100分の140（特定幹部職員にあつては、100分の180）」を加える。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「6月に支給する場合においては100分の130」を「100分の135」に改め、「以下この号及び」を削り、「100分の170」、12月に支給する場合においては100分の140（特定幹部職員にあつては、100分の180）を「100分の175」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合においては100分の60」を「100分の65」に、「100分の80」、12月に支給する場合においては100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の90）を「100分の85」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条第1号の規定は、平成23年12月1日から適用する。

人事委員会事務局